

ID: 210

担当部署: 上下水道課

処分の概要	水道加入金の徴収																						
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町水道事業給水条例 第31条第1項																						
例 規 番 号	昭和57年 条例第13号																						
<p>【根拠条文】 (水道加入金) 第三十一条 町長は、給水装置の新設、又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をするものから、次の表に掲げるところにより水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。この場合、加入金額に百分の百五を乗じて得た金額とする。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と、旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一三ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">六〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二〇ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">七五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二五ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">一〇〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三〇ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">一五〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四〇ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">二五〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>五〇ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">五〇〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>七五ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">一、〇〇〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一〇〇ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">一、五〇〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>一五〇ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">町長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加入金は、工事の申し込みの際に徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別にその加入金の納期日を定めることができる。 3 第一項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				メーターの口径	加入金の額	一三ミリメートル	六〇、〇〇〇円	二〇ミリメートル	七五、〇〇〇円	二五ミリメートル	一〇〇、〇〇〇円	三〇ミリメートル	一五〇、〇〇〇円	四〇ミリメートル	二五〇、〇〇〇円	五〇ミリメートル	五〇〇、〇〇〇円	七五ミリメートル	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇ミリメートル	一、五〇〇、〇〇〇円	一五〇ミリメートル	町長が定める額
メーターの口径	加入金の額																						
一三ミリメートル	六〇、〇〇〇円																						
二〇ミリメートル	七五、〇〇〇円																						
二五ミリメートル	一〇〇、〇〇〇円																						
三〇ミリメートル	一五〇、〇〇〇円																						
四〇ミリメートル	二五〇、〇〇〇円																						
五〇ミリメートル	五〇〇、〇〇〇円																						
七五ミリメートル	一、〇〇〇、〇〇〇円																						
一〇〇ミリメートル	一、五〇〇、〇〇〇円																						
一五〇ミリメートル	町長が定める額																						
備考																							
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日																				